

政令第 号

高压ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高压ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一の項中「一万三千二百円」を「一万七千八百円」に、「一万二千七百円」を「一万七千三百円」に改める。

附 則

この政令は、令和四年六月三十日から施行する。

理由

高圧ガス保安法に基づく製造保安責任者試験の実施に要する費用の現状に鑑み、製造保安責任者試験の受験手数料の額を引き上げる必要があるからである。